

平泉町広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、平泉町企業広告取扱要綱（平成20年平泉町告示第22号）第3第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2 平泉町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用性の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(個別の基準)

第3 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4 次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中において、これらの業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 各種法令に違反している事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により規制を受ける業種
- (3) 風俗営業類似の業種
- (4) 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）の規定により規制を受ける業種
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の規定により規制を受ける業種
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律154号）による再生又は更正手続中の事業者
- (8) 本町の町税を滞納している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導等を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 規制対象となっていない業種においても、現に社会問題を起こしている業種や事業者

(広告掲載内容の規制)

第5 次に掲げる内容の広告は、広告掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - ウ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - エ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - オ 政治性及び宗教性のあるもの

- カ 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
 - ク 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告については労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法、商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかの表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
- (ホームページに関する基準)

第 6 町のホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

- 2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、平泉町企業広告掲載要綱及びこの基準、その他町の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページの広告は掲載しない。

附 則

この基準は、平成 20 年 6 月 12 日から施行する。